

## 令和8年度高知市ラブアクト推進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和8年度高知市ラブアクト推進事業委託業務

#### (2) 目的

喫緊の課題である人口減少に対応するため、ライフステージにおける出会い・結婚の支援として、出会いや結婚に前向きな25歳以上39歳以下の独身者を対象に、出会いの機会の創出や、個別相談会を実施することで、婚活に向けての後押しをし、人口減少対策につなげることを目的とする。

#### (3) 業務内容

別添「令和8年度高知市ラブアクト推進事業委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。ただし、契約締結時における仕様書は、受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (5) 契約上限額

5,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

### 2 資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当しない者
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱(平成6年7月1日制定)(以下「本市指名停止要綱」という。)の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 法人である者
- (6) 市町村税、都道府県税及び国税(法人税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税(強制徴収分))を滞納していない者
- (7) 社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金)を滞納していない者
- (8) 共同企業体を構成する場合は、共同企業体を構成する全ての者が上記(1)～(7)の資格要件を満たしていること。

### 3 審査及び評価基準

#### (1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、2段階で実施する。

- ① 1次審査は、参加資格要件確認のための書類審査を実施し、提案書の提出者を選定する。
- ② 2次審査は、選定基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合得点を基に最も優れた提案書の提出者及び次点者を決定する。

プレゼンテーションの際にパソコン等の使用を認めるが、スクリーン及びプロジェクター、HDMIケーブル以外の機器は各自用意すること。また、出席者は1提出者あたり3人以内とし、オンライン参加は不可とする。

#### (2) 受託候補者の選定

選定委員会による審査を経て、総得点が高い者から順位付けを行い、最も高い者を受託候補者とする。ただし、総得点が最低基準点（満点の60パーセント）以上の者かつ審査項目「4 企画提案書」の得点が配点の60パーセント以上の者だけを対象とする。企画提案者が1提出者のみの場合においても、この条件を満たさなければ選定しない。

なお、審査の総得点が高点の場合は、業務参考見積書の額が安価な者を高い順位とする。また、見積額も同額の場合は、くじにより選定する。

また、受託候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

受託候補者選定後、本市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。

#### (3) 選定委員構成

委員長1人、副委員長1人、委員3人 合計5人

#### (4) 選定基準

- ① 1次審査の参加資格要件確認は、「2 資格要件」のとおりとする。
- ② 2次審査の選定基準は、別記「選定基準」のとおりとする。

#### (5) 審査結果通知

1次審査結果は、参加意向申出者全員に電子メールで通知する。また、2次審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

### 4 質問の受付と回答

#### (1) 提出方法

別紙「質問書」（様式第1号）をFAX又は電子メールにより提出すること。いずれの提出方法においても、電話により到達を確認すること。

#### (2) 提出期限

令和8年5月12日（火）正午（必着）

#### (3) 提出先

高知市教育委員会青少年・事務管理課

住所：〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号 たかじょう庁舎4階

電話：088-823-9468 FAX：088-824-9413 Eメール：kc-202000@city.kochi.lg.jp

#### (4) 回答

受け付けたすべての質問の内容及びその回答は、令和8年5月15日（金）までに青少年・事務管理課ホームページに掲載する。

電話及び口頭による質疑は受け付けない。

## 5 参加意向申出書の提出（1次審査）

### (1) 提出書類

申請に際し、次に掲げる書類を提出すること。

①	参加意向申出書（様式第2号）
②	資格要件確認書（様式第3号）
③	登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明書等）
④	委任状（様式第4号） ※契約等について委任関係がなければ提出不要
⑤	市町村税に係る納税証明書 ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書 ※所在地が東京23区の場合は提出不要
⑥	都道府県税に係る納税証明書 ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
⑦	国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書） ※法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分） 【納税証明書の種類：その3】…その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税」と記載し請求。 ※納税証明書の種類「その3の2」や「その3の3」では、源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。
⑧	社会保険料納入確認（申請）書（様式第5号） ※直近2年間に未納がないことの証明書
⑨	財務諸表 ※直近1事業年度の決算書類 ・法人＝貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の写し
⑩	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第6号）
⑪	企業概要が分かるパンフレット等
⑫	共同企業体による申請に係る書類 ア 共同企業体結成に係る協定書（写し） 協定書には、出資比率、構成員ごとの担当業務、構成員が債務不履行の場合の対応方法などを必ず明らかにしてください。 イ 委任状（様式第4号） 共同企業体の代表者を受任者とし、各構成員が委任者として提出すること。なお、記入の際には、各団体の所在地、商号（名称）、代表者名を明記し、各団体の代表者印を押印すること。

#### 【注意事項】

- 官公署等の証明書類は、申請書提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。
- 本市の令和6・7年度物件等競争入札参加資格を有している提案者は、③～⑩の提出は不要とする。
- 共同企業体により提案する場合は、構成員ごとに②～⑪を提出すること。

### (2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、①～⑩は各1部（共同企業体は⑫を併せて提出）、⑪は9部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

※持参の場合は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（うち、正午から午後1時までを除く。）とする。なお、提出期限の令和8年5月20日（水）は正午まで。

※郵送の場合は、提出後、電話にて提出した旨の報告を行うこと。

(3) 提出期限

令和8年5月20日（水）正午（必着）

(4) 提出先

高知市教育委員会青少年・事務管理課

〒780-8571 高知県高知市鷹匠町2丁目1番43号 たかじょう庁舎4階

電話：088-823-9468 FAX：088-824-9413

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書（様式第7号）により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知日の翌日から起算して7日以内に、書面にてその理由について説明を求めることができる。

## 6 企画提案書作成要領（2次審査）

上記5により、参加資格確認結果通知を受け、資格を有することを認められた事業者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案応募申請書（様式第8号）

イ 業務の実施方針及び実施体制（任意様式）

ウ 企業の業務実績調書（様式第9号） ※共同企業体の場合は、全事業者の分

エ 企画提案書（任意様式）

オ 業務の実施スケジュール（任意様式）

カ 業務参考見積書（任意様式とするが、経費の内訳が確認できるものとする。）

キ 情報非公開希望申立書（様式第10号）（非公開希望がない場合でも必ず提出すること。）

(2) 提出書類作成上の注意点

① 提出書類の規格はA4判片綴じとする。（縦書き・横書き、片面・両面の指定なし）

② 文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。

③ ア～カまでは、通しのページ番号を付すこと。

④ 企画提案書の総ページ数は30ページ以内とする。

⑤ 企画提案書の表紙に以下の事項を記載すること。

【タイトル】 「令和8年度高知市ラブアクト推進事業委託業務企画提案書」

【提出者名】 ○○会社

【提出年月日】 令和8年○月○日

⑥ 企画提案書においては、イラストやイメージ等の使用を可能とする。

⑦ 企画提案内容は、提出者が確実に実現できる範囲で記載すること。

⑧ ア～カについては正本1部、副本8部、キについては正本のみ1部、提出すること。

(3) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

※持参の場合は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（うち、正午から午後1時までを除く。）とする。なお、提出期限の令和8年6月5日（金）は正午まで。

※郵送の場合は、提出後、電話にて提出した旨の報告を行うこと。

(4) 提出期限

令和8年6月5日（金）正午（必着）

(5) 提出先

高知市教育委員会青少年・事務管理課

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号 たかじょう庁舎4階

(6) 留意事項

- ア 提案は、1 提出者 1 提案とする。
- イ 提案書を受理した後の差替え、追加、削除等は一切認めない。

7 スケジュール（予定）

公告	令和 8 年 5 月 1 日（金）
質疑書の提出期限	令和 8 年 5 月 12 日（火） 正午
質疑に対する回答	令和 8 年 5 月 15 日（金）
参加意向申出書の提出期限	令和 8 年 5 月 20 日（水） 正午
参加資格確認結果の通知	令和 8 年 5 月 26 日（火）
企画提案書の提出期限	令和 8 年 6 月 5 日（金） 正午
プロポーザル選定委員会の審査 （プレゼンテーション）	令和 8 年 6 月 12 日（金）
審査結果の通知	令和 8 年 6 月中旬
契約の締結	令和 8 年 6 月下旬

8 結果の公表

- (1) 審査結果の通知時に、受託候補者の名称及び所在地、総得点、その他の参加者（「A社」「B社」等と記載）の総得点を青少年・事務管理課のホームページで公表する。
- (2) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を青少年・事務管理課のホームページで公表する。

9 その他留意事項

- (1) 提案に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (2) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同体の代表者を通じて行うこと。また、本市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同体全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- (3) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された提案書は無効とする。
  - ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
  - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
  - ウ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
  - エ 選定委員会の委員、本市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- (4) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
  - ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
  - イ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
- (5) 提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (6) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (7) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (8) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに

足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式第10号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

(9) 参加を辞退するときは、必ず参加辞退届（様式第11号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。

(10) 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。

## 10 担当部署（問合せ先）

担当：高知市教育委員会青少年・事務管理課

住所：〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号 たかじょう庁舎4階

電話：088-823-9468 FAX：088-824-9413 Eメール：kc-202000@city.kochi.lg.

## (別記) 選定基準

審査項目	評価項目等	配点	評価の視点
1 企業評価	類似業務実績	4点	地方公共団体や民間企業を含め、マッチングイベントに関する業務実績（件数等）が十分にあるか。
	主たる営業所等の有無	4点	高知市内に主たる本社又は本店、支社、支店、営業所等を有しているか。
2 業務遂行能力	人員体制と役割	4点	業務に必要な人員体制、役割分担がなされているか。
3 スケジュール		4点	取組や広報の期間が十分とられており、効果的なタイミングで設定されているか。また、具体的なスケジュールか。
4 企画提案書	業務への理解・コンセプト	25点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画が、参加者の傾向が偏るような内容となっていないか。</li> <li>・ターゲットの年齢層に適した内容となっているか。</li> <li>・本事業が本市の人口減少対策の一環の取組であることを理解し、若い世代の結婚意識を高める提案となっているか。</li> </ul>
	広報手法	15点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲットに効果的に届く情報発信の提案がなされているか。</li> <li>・多岐にわたる広報手法が提案されているか。</li> </ul>
	独自提案	25点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者が事業終了後も前向きに結婚へと歩みを続けていくような独自の取組が提案されているか。</li> <li>・業務を通じて、企画提案者の独自の強みや、それを活かした創意工夫のある内容が企画され、提案されているか。</li> <li>・高知市内の企業、事業者の利用促進や地域経済の活性化となる内容が提案されているか。</li> </ul>
	参加者への配慮	15点	個人情報の保護、プライバシーへの配慮、イベント中の事故・トラブル対策の具体性、参加者へのサポート、イベント後のフォロー体制が考慮されているか。
5 業務参考見積額		4点	経費の積算が適正であるか。
合 計		100点	